

いじめ防止基本方針



岩手県立久慈工業高等学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本方針

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「敬愛礼節、協調団結」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじめ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの情報共有

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、法第23条第1項の規定に反する。

5 いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヵ月を目安とする）
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（生徒・保護者と面談して確認）

6 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

7 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

いじめの問題にかかわる校内研修会：年2回（教育相談が情報交換会の内容に基づき実施）

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学校が、生徒が安心・安全な学校生活を送れる場所となるように努める。
- (2) 生徒が互いを認め合い、心のつながりを感じる「絆づくり」に取り組む。
- (3) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (4) わかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) 学校、学年、学級、部活動等で、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- (6) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (7) 保護者、地域住民及びその他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に向けた生徒会活動への支援を行う。
- (8) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組みを行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、自分も他人も共にかげがえのない命を与えられた存在であることを理解し、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- (2) 違いや多様性を認め、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (3) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ問題に解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (4) 望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (5) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止対策の組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成は、原則として校長、副校長、生徒指導主事、学科長、当該学年主任及び担任、養護教諭、教育相談とする。ただし、必要に応じて特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーをアドバイザーとする。
生徒指導主事は必要に応じて本会議を開催する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止のための横断的で発展的な意見を出し合い指導を実践していくとともに、配慮を要する生徒について、定例職員会議等をとおして

全職員で情報交換及び共通理解を図る。

(4) 活動内容は下記のとおりとする。

- ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置付け）
- イ いじめにかかわる研修会の企画立案
- ウ 未然防止、早期発見の取組
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告）
- オ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- カ いじめ防止等のための取組に係る達成目標設定。学校評価の評価項目への位置付け。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、学級日誌や生活の記録等も活用する）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年 4 回（6 月、9 月、11 月、2 月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年 2 回（6 月、11 月）
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 必要に応じて随時

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- (1) 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
- (2) スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭・教育相談コーディネーター
- (3) 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- (4) インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署

※市町村設置の相談窓口

- ・久慈市役所子育て支援課 家庭児童相談室 0194-52-2169
- ・県北広域振興局保健福祉環境部 「相談窓口」 0194-53-4982

※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・019-623-7830（24時間対応）

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応

にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに副校長・生徒指導主事に報告する。
- (3) 報告者は、本校所定の様式①「いじめの疑い等があると思われる事案」を作成する。
- (4) 「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (5) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (6) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (7) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (8) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなどいじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (9) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (10) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- 1 いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- 2 いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 平成30年1月18日 一部改定